

# 高齢者活動支援事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の自主的な活動を支援するため、おゆみ野ふれあい館内高齢者活動支援施設（以下「施設」という。）において活動場所の提供を行う高齢者活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 本事業は、本市に住所を有する満60歳以上の者及びその団体を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めた者は本事業の対象とすることができる。

## (休館日)

第3条 施設の休館日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日間での日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、施設の管理運営上、市長が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

## (利用時間)

第4条 施設の利用時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

## (利用料)

第5条 利用料は無料とする。

## (利用手続)

第6条 施設を利用しようとする者は、原則として利用月の2か月前の1日から申請することができる。申請の際は、高齢者活動支援施設利用申請書（様式第1号）を市長に届出なければならない。

## (利用の拒否等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、施設の利用をあらかじめ拒否することができる。

- (1) 公の秩序を害し、善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を停止することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の手続きを行った事実が明らかになったとき。
- (3) 施設の管理業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

2 前項の規定により、利用者が損害を受けることがあっても市長は、その責を負わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、高齢福祉課長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。